

岡山県公報		発行 岡山県		目次	
目次		担当課（室）		目次	
【告示】 ○ 平成三十年度自衛官第四次募集（自衛官候補生） ○ 優良図書の推奨 ○ 有害図書の指定 ○ 土地改良事業の施行認可 ○ 保安林の解除予定 ○ 〃 【公告】 ○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請 ○ 〃 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ 〃 ○ 一般競争入札の実施 【警察本部】 ○ 自動車保管場所証明関係業務の委託に係る岡山県警察本部長が認める法人の認定の審査		危機管理課 男女共同参画青少年課 耕地課 治山課 〃 県民生活交通課 〃 建築指導課 〃 教育委員会 交通規制課	交通安全企画課 交通規制課 運転免許課 〃<		

平成30年10月9日 岡山県公報 第12032号

◎岡山県告示第五百三十四号

防衛省において採用する自衛官のうち自衛官候補生の平成三十年度募集の要領は、次のとおりである。

平成三十年十月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

自衛官候補生

二 応募資格

採用予定月の一日現在で、十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者（三十二歳の者にあつては、同日から起算して三月を経過した日の属する月の翌月の末日現在で三十三歳に達していないものに限る。）で、かつ、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

三 受付期間

平成三十年十月十五日から同年十一月二十一日まで

四 採用試験種目

1 筆記試験

2 口述試験

3 適性検査

4 身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

平成三十年十一月十一日、同月二十四日及び同月二十五日のうち指定する一日

七 試験場

1 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

八 採用予定時期

1 平成三十年十一月下旬

2 平成三十一年三月下旬から同年四月上旬までの間

九
その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部 ○八六一二二六〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 ○八六八一二二一五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所 ○八六一四二二一七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所 ○八六六一二二一二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所 ○八六一二二四一二八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

◎岡山県告示第五百三十五号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
平成三十年十月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	図 書 名	著 者	作	講 談 社	伊 原 木	象
1	おすわりどうぞ	しもかわら ゆみ	作	講 談 社	幼	児
2	うみまでいけるかな？	新 井 洋 行 小 林 ゆき子	作 絵	ひさかたチャイルド	”	”
3	ノホソむらのねこたち	さとう あ や	作	理 論 社	小学生（低）	
4	ミカちゃんのひだりて	中 川 洋 典	作・絵	ひかりのくに	”	（低）
5	ぼんやきゆう	指 田 和	文	ポ プ ラ 社	”	（低）
6	おれからもうひとりのぼくへ	長谷川 義 史 相 川 郁 恵	絵 作	岩 崎 書 店	”	（中）
7	ある晴れた夏の朝	佐 藤 真紀子 小手鞠 る い タムラ フキコ	絵 著 イラスト	偕 成 社	中 学 生	

◎岡山県告示第五百三十六号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

平成三十年十月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	種 別	名 称	発行者等
1	月 刊 誌	封印 お宝スキヤンダル 2018 年10月号 vol. 005	マイウェイ出版
2	”	実話ナックルズ 10月号	ミリオン出版
3	”	BOY’ Sピアス 9月号	ジュネット
4	”	Young Love Comic aya 10月号	宙 出 版
5	”	Chéri+（シェリプラス） 10月号	新 書 館

◎岡山県告示第五百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成三十年十月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

児島湾土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工 種

大曲舗装2

農道舗装

中畦南樋門

かんがい排水

錦西18樋門

〃

錦西23樋門

〃

錦六区横2南樋門

〃

靱津川樋門

〃

北七区支線6号

〃

西七区支線51号

〃

沖2東詰宮川筋交差樋門

〃

丘2中樋門

〃

宗津東町3番川

〃

三 認可年月日

平成三十年九月二十日

◎岡山県告示第五百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年十月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

倉敷市玉島道口字ヨ割一〇三五の一、一〇三五の三、一〇三五の六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県庁及び倉敷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成三十年十月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

小田郡矢掛町中字宮ノ下一九九〇の三、一九九一の四、字国司二〇七七の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔四七四〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成三十年十月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成三十年十月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人環境ケアシステム

三 代表者の氏名

竹内 幹雄

四 主たる事務所の所在地

津山市加茂町下津川一四七番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、地産地消を推進して、「安全」「安心」な産物を「安定的」に供給するネットワーク型流通システムの構築、県北の自然環境を活かした農林業の活性化と環境保全、ゴミゼロリサイクルの推進やエコエネルギーの活用による資源循環型社会の構築、食育・環境教育などを推進することにより、地域産業の活性化と社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項、会議に関する事項及び定款の変更に関する事項

〔四七五〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成三十年十月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成三十年十月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人アヴァンサールフットボールクラブ

三 代表者の氏名

宇田 忠志

四 主たる事務所の所在地

赤磐市町苅田二九五番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、赤磐市及び近隣市町において、サッカーを中心としながらも他のスポーツにも携わることの出来る選手の育成、スポーツ及び子育てに関するイベントやセミナー等の開催、支援やスポーツに関する指導者の派遣、養成等の事業等、自己を確立し豊かに生きるための環境・場の提供を通じて市民一人ひとりが年齢、性別を問わず目標やレベルに応じてスポーツを楽しみ、自分たちの住む町に関心が持てる心身ともに健全な青少年の育成に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

名称

〔四七六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年十月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上原字稲田二一三―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市久代五〇〇二―二四八

前原 里香

三 許可番号

岡山県指令建指第一九五号

〔四七七〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年十月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市穂崎字新屋敷八六四―一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

和気郡和気町大中山八―一

株式会社ホンダカーズ赤磐

代表取締役 向井 厚信

三 許可番号

岡山県指令建指第二五号

〔四七八〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成三十年十月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入等件名

岡山県立学校及び教育機関で使用する電気の調達

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期間

平成31年1月1日から平成33年12月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書の別添2仕様付属書に掲げる79施設

(5) 予定数量

76,649,661kWh

(6) 入札方法

入札に当たっては、(4)の79施設を一括で一入札単位とするため、入札説明書に示す方法に従って計算した、施設ごとの参考総価金額の79施設分の3年分の合計金額をもって、入札金額とすること。

(7) その他

(5)の予定数量は、平成29年4月から平成30年3月までの使用実績等に基づく3年分の予定数量であり、天候等により変動する。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成30年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年岡山県告示第43号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
 - (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
 - (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
 - (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。
 - (7) 二酸化炭素排出原単位（調整後排出係数）、未利用エネルギーの活用及び再生可能エネルギーの導入に関し、入札説明書で示す入札参加条件を満たしている者であること。
- 3 競争入札参加資格の申請手続
- この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
- (1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先
〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）
電話（086）226－7538（直通）
 - (2) 申請書の提出期限
平成30年11月5日（月） 午後4時
- 4 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県教育庁財務課財務班

電話 (086) 226-7572 (直通)

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成30年10月9日(火)から同年11月6日(火)まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。また、岡山県教育庁財務課のホームページ(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/143/>)からダウンロードすることもできる。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付(以下「郵送等」という。)によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成30年11月21日(水) 午前9時

ただし、郵送等による場合にあつては、平成30年11月20日(火)午後5時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県庁出納局用度課入札室(岡山県庁地下1階)

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を4(4)アの期限までに提出するとともに、一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書及び入札説明書で指定する必要書類を平成30年11月6日(火)午後5時までに、4(1)の場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、提出した書類等に関し契約担当者から説明を求められた

場合は、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Electricity for Okayama Prefectural School and Educational Institution
76,649,661kWh (3 years)

(2) Delivery period :

From 1 January, 2019 through 31 December, 2021

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

9:00 A.M. 21 November, 2018 (by mail 5:00 P.M. 20 November, 2018)

(5) Contact point for the notice :

Financial Affairs Division, Organization of Prefectural Board of Education,
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan

TEL 086-226-7572 (direct dialing)

◎岡山県警察告示第五十九号

自動車保管場所証明関係業務の委託に関し、当該業務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める法人の認定の審査を、次のとおり実施する。

平成三十年十月九日

岡山県警察本部長 桐原弘毅

一 認定の審査に係る業務

自動車保管場所証明関係業務

二 業務の内容等

1 業務の内容

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第一百四十五号）に基づく次の業務

(1) 現地調査業務

(2) 電算入力等業務

2 実施場所

(1) 現地調査業務

次の表に掲げる警察署等

警察署等	所在地
岡山中央警察署	岡山市中区浜一丁目一九番三九号
岡山東警察署	岡山市東区西大寺中野五〇一番地九
岡山西警察署	岡山市北区野殿東町二番一〇号
岡山南警察署	岡山市南区泉田五丁目四番六号
岡山北警察署	岡山市北区御津草生二〇九〇番地
赤磐警察署	岡山市東区瀬戸町瀬戸一六六番地

津山警察署	真庭警察署	新見警察署	高梁警察署	総社警察署	井原警察署矢掛幹部派出所	井原警察署	笠岡警察署	玉島警察署	水島警察署	倉敷警察署	児島警察署	玉野警察署	瀬戸内警察署	備前警察署
津山市林田七七番地	真庭市江川八二一番地一	新見市新見三八九番地一	高梁市段町一〇一七番地一	総社市真壁四二六番地一	小田郡矢掛町里山田九二五番地一	井原市西江原町八五九番地一	笠岡市六番町二番地三	倉敷市玉島一三五四番地	倉敷市水島南幸町四番一号	倉敷市大島四五一番地一	倉敷市児島駅前四丁目八三番地	玉野市宇野一丁目一三番一号	瀬戸内市牛窓町牛窓四七八〇番地一一	備前市伊部二七六番地一

美作警察署	美作市明見三三三番地一
美咲警察署	久米郡美咲町打穴中一〇八二番地二

(2) 電算入力等業務

岡山市北区いずみ町一一番一号

岡山県警察本部交通部交通規制課交通管制センター

3 委託予定期間

平成三十一年三月一日から平成三十四年二月二十八日まで

三 認定要件

認定を受けることができる法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人とする。

1 組織要件

(1) 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）とする法人でないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ウ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、本件業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び

意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

- (2) 県内に事務所又は営業所（以下「事務所等」という。）を有していること。
- (3) 税金並びに健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険（これらに相当する他の保険制度を含む。）に係る保険料を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に登録されていること。

2 能力要件

- (1) 事務所等に、本件業務を監督する者（安全運転管理者又は運行管理者としての経歴を有する者に限る。以下「監督員」という。）を配置することができること。
- (2) 本件業務を行うために必要な資機材を本件業務の履行場所に調達することができること。

- (3) 本件業務に従事する被用者等に対し、自動車保管場所証明関係法令の内容に関する教育訓練を行うことができること。

四 認定の審査に係る手続

1 提出書類

認定の審査を受けようとする法人は、所定の認定審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 別途定める様式による書類

ア 役員の氏名及び住所を記載した名簿

イ 役員が三1(1)の要件を満たしていることを誓約する書類

ウ 納入証明書等（保険料の未納額がないことに係る証明書等）

エ 三1(4)の要件を満たしていることを誓約する書類

オ 事務所等の所在地等を記した書類

カ 監督員として指定する者の略歴等を記載した名簿（申請時において確保している者（申請時において、委託開始までに確保することが決定している者を含む。）に限る。）

キ 申請時において監督員を確保することができない場合においては、本件業務の委託開始までに確保するための計画、確保することを誓約する旨等を記した

書類

ク 本件業務に係る資機材の調達に係る書類

(2) 申請者の様式による書類

ア 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

イ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（申請時の直近年の決算報告）

ウ 内部組織体制、職員の事務分掌、職員数等の組織の概要を記した書類

エ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程

(3) 官公庁所定の証明書又はその写し

ア 登記事項証明書（全部事項証明書のうち、履歴事項証明書）

イ 役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）

ウ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税に係る納税証明書（未納の税額がないことに係る証明書）

エ 三1(5)に該当することを証明する入札参加資格認定通知書の写し等

オ 監督員として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了証書の写し等

2 提出期間

平成三十年十月十五日から同年十二月十日まで（岡山県の休日定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（以下「岡山県の休日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間とする。

3 提出場所

岡山市北区内山下二丁目二番六号

岡山県警察本部交通部交通規制課

4 提出方法

3の提出場所に持参の上、提出すること。

五 認定審査申請関係書類の配布

1 配布期間

平成三十年十月九日から同年十二月三日までの間とする。

2 配布場所等

(1) 窓口配布

1の配布期間中（岡山県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで（1の配布期間の最終日については、午後四時まで）、岡山県警察本部交通部交通規制課において配布する。

(2) ホームページからのダウンロード

岡山県警察のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/kenkei/kenkei.htm>

(3) 郵送配布

返信用の封筒（角形二号に返信先の宛名を明記し、百四十円分の切手を貼ったもの）を同封して、四3の場所（郵便番号七〇〇―八五二二）に請求すること（平成三十年十一月二十八日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 認定の有効期間

認定した日から平成三十四年二月二十八日までとする。ただし、三に掲げる要件を欠くことが判明したときは、当該認定を取り消すことがある。

八 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目二番六号

岡山県警察本部交通部交通規制課

電話（〇八六）二三四―〇一一〇（内線五一六六）

◎岡山県公安委員会告示第百五十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第百八条の二第三項及び道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十八条の三の規定により、安全運転管理者等講習の委託に関し、当該講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める者の認定の審査を、次のとおり実施する。

平成三十年十月九日

岡山県公安委員会

一 認定の審査に係る業務

安全運転管理者等講習

二 業務の内容等

1 業務の内容

法第百八条の二第一項第一号に掲げる安全運転管理者等に対する講習

2 実施場所

岡山県公安委員会が別途指定する場所

3 委託予定期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

三 認定要件

認定を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

1 組織要件

(1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること。

(2) 法人にあつては、次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）とする法人でないこと（法人でない者にあつては、これに準ずるものとする。）。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ウ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、本件業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

(3) 県内に事務所又は営業所(以下「事務所等」という。)を有していること。

(4) 税金並びに健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険(これらに相当する他の保険制度を含む。)に係る保険料を滞納していないこと。

(5) 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に記載されていること。

(7) 岡山県収入証紙条例(昭和三十九年岡山県条例第二十一号)第五条第一項の規定により知事から指定を受けた売りさばき人であり、本件業務の履行場所に売りさばき場所を確保することができること。

2 設備要件

本件業務を行うために必要な資機材を本件業務の履行場所に調達することができること。

3 能力要件

(1) 事務所等に、本件業務を管理する者(以下「管理責任者」という。)を配置することができること。

(2) 安全運転管理者等の講習に関する規程(昭和四十七年岡山県公安委員会規程第三号)に定めるところにより、講習を行うために必要な人数の講習指導員を本件業務の履行場所に配置することができること。

(3) 本件業務に従事する被用者等に対し、道路交通関係法令の内容に関する教育訓練を行うことができること。

四 認定の審査に係る手続

1 提出書類

認定の審査を受けようとする者は、所定の認定審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 別途定める様式による書類

ア 法人にあつては、役員の氏名及び住所を記載した名簿

イ 法人にあつては、役員が三1(2)の要件を満たしていることを誓約する書類

ウ 納入証明書等（保険料の未納額がないことに係る証明書等）

エ 三1(5)の要件を満たしていることを誓約する書類

オ 事務所等の所在地等を記した書類

カ 管理責任者として指定する者及び本件業務に従事する講習指導員の略歴等を記載した名簿（いずれも申請時において確保している者（申請時において、委託開始までに確保することが決定している者を含む。）に限る。）

キ 申請時において管理責任者又は必要な講習指導員を確保することができない場合においては、本件業務の委託開始までに確保するための計画、確保することとを誓約する旨等を記した書類

ク 本件業務に係る資機材の調達に係る書類

(2) 申請者の様式による書類

ア 法人にあつては、定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

イ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（申請時の直近年の決算報告）

ウ 内部組織体制、職員の事務分掌、職員数等の組織の概要を記した書類

エ 岡山県収入証紙の売りさばき人の指定書の写し等

オ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程

カ 法人でない者にあつては、その他岡山県公安委員会が必要と認める書類

(3) 官公庁所定の証明書又はその写し

ア 法人にあつては、登記事項証明書（全部事項証明書のうち、履歴事項証明書）

イ 法人にあつては、役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）

ウ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税に係る納税証明書（未

納の税額がないことに係る証明書)

エ 三1(6)に該当することを証明する入札参加資格認定通知書の写し等

オ 管理責任者として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了証書の写し等

2 提出期間

平成三十年十月十五日から同年十二月十日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（以下「岡山県の休日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間とする。

3 提出場所

岡山市北区内山下二丁目二番六号
岡山県警察本部交通部交通企画課

4 提出方法

3の提出場所に持参の上、提出すること。

五 認定審査申請関係書類の配布

1 配布期間

平成三十年十月九日から同年十二月三日までの間とする。

2 配布場所等

(1) 窓口配布

1の配布期間中（岡山県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで（1の配布期間の最終日については、午後四時まで）、岡山県警察本部交通部交通企画課において配布する。

(2) ホームページからのダウンロード

岡山県警察のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/kenkei/kenkei.htm>

(3) 郵送配布

返信用の封筒（角形二号に返信先の宛名を明記し、百四十円分の切手を貼ったもの）を同封して、四3の場所（郵便番号七〇〇一八五二二）に請求すること（平成三十年十一月二十八日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 認定の有効期間

認定した日から平成三十二年三月三十一日までとする。ただし、三に掲げる要件を欠くことが判明したときは、当該認定を取り消すことがある。

八 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目二番六号

岡山県警察本部交通部交通企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇（内線五〇一三）

◎岡山県公安委員会告示第百五十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四十九条第三項及び道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第六条の八の規定により、パーキング・チケット発給設備の管理等業務の委託に関し、当該業務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める法人の認定の審査を、次のとおり実施する。

平成三十年十月九日

岡山県公安委員会

一 認定の審査に係る業務

パーキング・チケット発給設備管理等業務

二 業務の内容等

1 業務の内容

- (1) パーキング・チケット発給設備の管理業務
- (2) 時間制限駐車区間における駐車 of 適正を確保するための指導業務

2 実施場所

- (1) 岡山市北区内山下地内（パーキング・チケット発給設備六基 二十六枠）
- (2) 岡山市北区石関町地内（パーキング・チケット発給設備四基 二十六枠）
- (3) 岡山市北区京橋町地内（パーキング・チケット発給設備十基 六十九枠）

3 委託予定期間

平成三十一年三月一日から平成三十四年二月二十八日まで

三 認定要件

認定を受けることができる法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人とする。

1 組織要件

- (1) 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）とする法人でないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受け

ることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、本件業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

(2) 県内に事務所又は営業所（以下「事務所等」という。）を有していること。

(3) 税金並びに健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険（これらに相当する他の保険制度を含む。）に係る保険料を滞納していないこと。

(4) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に記載されていること。

2 能力要件

(1) 事務所等に、本件業務を監督する者（安全運転管理者又は運行管理者としての経歴を有する者に限る。以下「監督員」という。）を配置することができること。

(2) 本件業務に従事する被用者等に対し、道路交通関係法令の内容に関する教育訓練を行うことができること。

四 認定の審査に係る手続

1 提出書類

認定の審査を受けようとする法人は、所定の認定審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 別途定める様式による書類

ア 役員の氏名及び住所を記載した名簿

イ 役員が三(1)の要件を満たしていることを誓約する書類

ウ 納入証明書等（保険料の未納額がないことに係る証明書等）

エ 三1(4)の要件を満たしていることを誓約する書類
オ 事務所等の所在地等を記した書類

カ 監督員として指定する者の略歴等を記載した名簿（申請時において確保している者（申請時において、委託開始までに確保することが決定している者を含む。）に限る。）

キ 申請時において監督員を確保することができない場合においては、本件業務の委託開始までに確保するための計画、確保することを誓約する旨等を記した書類

(2) 申請者の様式による書類

ア 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

イ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（申請時の直近年の決算報告）

ウ 内部組織体制、職員の事務分掌、職員数等の組織の概要を記した書類

エ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程

(3) 官公庁所定の証明書又はその写し

ア 登記事項証明書（全部事項証明書のうち、履歴事項証明書）

イ 役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）

ウ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税に係る納税証明書（未納の税額がないことに係る証明書）

エ 三1(5)に該当することを証明する入札参加資格認定通知書の写し等

オ 監督員として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了証書の写し等

2 提出期間

平成三十年十月十五日から同年十二月十日まで（岡山県の休日定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（以下「岡山県の休日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間とする。

3 提出場所

岡山市北区内山下二丁目二番六号

岡山県警察本部交通部交通規制課

4 提出方法

3の提出場所に持参の上、提出すること。

五 認定審査申請関係書類の配布

1 配布期間

平成三十年十月九日から同年十二月三日までの間とする。

2 配布場所等

(1) 窓口配布

1の配布期間中（岡山県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで（1の配布期間の最終日については、午後四時まで）、岡山県警察本部交通部交通規制課において配布する。

(2) ホームページからのダウンロード

岡山県警察のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/kenkei/kenkei.htm>

(3) 郵送配布

返信用の封筒（角形二号に返信先の宛名を明記し、百四十円分の切手を貼ったもの）を同封して、四3の場所（郵便番号七〇〇―八五二二）に請求すること（平成三十年十一月二十八日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 認定の有効期間

認定した日から平成三十四年二月二十八日までとする。ただし、三に掲げる要件を欠くことが判明したときは、当該認定を取り消すことがある。

八 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目二番六号

岡山県警察本部交通部交通規制課

電話（〇八六）二三四―〇一一〇（内線五一六六）

◎岡山県公安委員会告示第百五十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第百八条の二第三項及び道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十八条の三の規定により、指定自動車教習所職員講習の委託に關し、当該講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める者の認定の審査を、次のとおり実施する。

平成三十年十月九日

岡山県公安委員会

一 認定の審査に係る業務

指定自動車教習所職員講習

二 業務の内容等

1 業務の内容

法第百八条の二第一項第九号の規定による指定自動車教習所の職員に対する講習

2 実施場所

岡山市北区御津中山四四番地三

岡山県運転免許センター

3 委託予定期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

三 認定要件

認定を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

1 組織要件

(1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること。

(2) 法人にあつては、次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）とする法人でないこと（法人でない者にあつては、これに準ずるものとする。）。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受け

ることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、本件業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

(3) 県内に事務所又は営業所(以下「事務所等」という。)を有していること。

(4) 税金並びに健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険(これらに相当する他の保険制度を含む。)に係る保険料を滞納していないこと。

(5) 会社更生法(平成十四年法律第五百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に記載されていること。

(7) 岡山県収入証紙条例(昭和三十九年岡山県条例第二十一号)第五条第一項の規定により知事から指定を受けた売りさばき人であり、本件業務の履行場所に売りさばき場所を確保することができること。

(8) 法第九十九条第一項に規定する指定自動車教習所を設置する者又はこれらの者を構成員とする者であること。

2 設備要件

本件業務を行うために必要な施設及び教材を本件業務の履行場所に調達することができること。

3 能力要件

(1) 事務所等に、本件業務を管理する者(以下「管理責任者」という。)を配置することができること。

(2) 指定自動車教習所の政令で定める職員に対する講習に関する規程(昭和四十七年岡山県公安委員会規程第四号)に定めるところにより、講習を行うために必要

な人数の講習指導員（本件業務の実施に必要な資格、能力等を有する者に限る。）を本件業務の履行場所に配置することができること。

- (3) 本件業務に従事する被用者等に対し、道路交通関係法令の内容に関する教育訓練を行うことができること。

四 認定の審査に係る手続

1 提出書類

認定の審査を受けようとする者は、所定の認定審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 別途定める様式による書類

ア 法人にあつては、役員の氏名及び住所を記載した名簿

イ 法人にあつては、役員が三(2)の要件を満たしていることを誓約する書類

ウ 納入証明書等（保険料の未納額がないことに係る証明書等）

エ 三(5)の要件を満たしていることを誓約する書類

オ 事務所等の所在地等を記した書類

カ 管理責任者として指定する者及び本件業務に従事する講習指導員の略歴等を記載した名簿（いずれも申請時において確保している者（申請時において、委託開始までに確保することが決定している者を含む。）に限る。）

キ 申請時において管理責任者又は必要な講習指導員を確保することができない場合においては、本件業務の委託開始までに確保するための計画、確保することを誓約する旨等を記した書類

ク 本件業務に係る施設及び教材の調達に係る書類

(2) 申請者の様式による書類

ア 法人にあつては、定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

イ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（申請時の直近年の決算報告）

ウ 内部組織体制、職員の事務分掌、職員数等の組織の概要を記した書類

エ 岡山県収入証紙の売りさばき人の指定書の写し等

オ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程

カ 法人でない者にあつては、その他岡山県公安委員会が必要と認める書類

(3) 官公庁所定の証明書又はその写し

ア 法人にあつては、登記事項証明書（全部事項証明書のうち、履歴事項証明書）

イ 法人にあつては、役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）

ウ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税に係る納税証明書（未納の税額がないことに係る証明書）

エ 三1(6)に該当することを証明する入札参加資格認定通知書の写し等

オ 管理責任者として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了証書の写し等

2 提出期間

平成三十年十月十五日から同年十二月十日まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（以下「岡山県の休日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間とする。

3 提出場所

岡山市北区御津中山四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課（岡山県運転免許センター内）

4 提出方法

3の提出場所に持参の上、提出すること。

五 認定審査申請関係書類の配布

1 配布期間

平成三十年十月九日から同年十二月三日までの間とする。

2 配布場所等

(1) 窓口配布

1の配布期間中（岡山県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで（1の配布期間の最終日については、午後四時まで）、岡山県警察本部交通部運転免許課において配布する。

(2) ホームページからのダウンロード

岡山県警察のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/kenkei/kenkei.htm>

(3) 郵送配布

返信用の封筒（角形二号に返信先の宛名を明記し、百四十円分の切手を貼った

もの)を同封して、四3の場所(郵便番号七〇九―二一九二)に請求すること(平成三十年十一月二十八日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 認定の有効期間

認定した日から平成三十二年三月三十一日までとする。ただし、三に掲げる要件を欠くことが判明したときは、当該認定を取り消すことがある。

八 問い合わせ先

岡山市北区御津中山四四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課

電話(〇八六)七二四―二二〇〇(内線五二一)

◎岡山県公安委員会告示第百五十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第百八条第一項及び道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十一条の四の二の規定により、仮免許試験補助事務の委託に関し、当該事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認める法人の認定の審査を、次のとおり実施する。

平成三十年十月九日

岡山県公安委員会

一 認定の審査に係る業務

仮免許試験補助事務

二 業務の内容等

1 業務の内容

法第八十九条第一項の規定による免許申請書の受理、法第九十二条第一項に規定する運転免許証の作成及び交付並びに法第九十七条第一項第一号及び第三号に掲げる事項について行う運転免許試験の事務のうち、仮運転免許に係るものの補助に関する事務

2 実施場所

岡山県公安委員会が別途指定する場所

3 委託予定期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

三 認定要件

認定を受けることができる法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人とする。

1 組織要件

(1) 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）とする法人でないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受け

ることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、本件業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

(2) 県内に事務所又は営業所（以下「事務所等」という。）を有していること。

(3) 税金並びに健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険（これらに相当する他の保険制度を含む。）に係る保険料を滞納していないこと。

(4) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

2 能力要件

(1) 事務所等に、本件業務を管理する者（以下「管理責任者」という。）を配置することができること。

(2) 本件業務に従事する被用者等に対し、道路交通関係法令の内容に関する教育訓練を行うことができること。

四 認定の審査に係る手続

1 提出書類

認定の審査を受けようとする法人は、所定の認定審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 別途定める様式による書類

ア 役員の氏名及び住所を記載した名簿

イ 役員が三1(1)の要件を満たしていることを誓約する書類

ウ 納入証明書等（保険料の未納額がないことに係る証明書等）

エ 三1(4)の要件を満たしていることを誓約する書類

才 事務所等の所在地等を記した書類

力 管理責任者として指定する者の略歴等を記載した名簿（申請時において確保している者（申請時において、委託開始までに確保することが決定している者を含む。）に限る。）

(2) 申請者の様式による書類

ア 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

イ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（申請時の直近年の決算報告）

ウ 内部組織体制、職員の事務分掌、職員数等の組織の概要を記した書類

エ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程

(3) 官公庁所定の証明書又はその写し

ア 登記事項証明書（全部事項証明書のうち、履歴事項証明書）

イ 役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）

ウ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税に係る納税証明書（未納の税額がないことに係る証明書）

エ 管理責任者として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了証書の写し等

2 提出書類の特例

認定の審査に係る申請を行う法人が法第九十九条第一項の規定による指定自動車教習所の指定を受けている場合にあつては、所定の認定審査申請書のほか、1(1)ウ及び(3)ウに掲げる書類の提出をもつて足りることとする。

3 提出期間

平成三十年十月十五日から同年十二月十日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（以下「岡山県の休日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間とする。

4 提出場所

岡山市北区御津中山四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課（岡山県運転免許センター内）

5 提出方法

4の提出場所に持参の上、提出すること。

五 認定審査申請関係書類の配布

1 配布期間

平成三十年十月九日から同年十二月三日までの間とする。

2 配布場所等

(1) 窓口配布

1の配布期間中（岡山県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで（1の配布期間の最終日については、午後四時まで）、岡山県警察本部交通部運転免許課において配布する。

(2) ホームページからのダウンロード

岡山県警察のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/kenkei/kenkei.htm>

(3) 郵送配布

返信用の封筒（角形二号に返信先の宛名を明記し、百四十円分の切手を貼ったもの）を同封して、四4の場所（郵便番号七〇九一二九二）に請求すること（平成三十年十一月二十八日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 認定の有効期間

認定した日から平成三十二年三月三十一日までとする。ただし、三に掲げる要件を欠くことが判明したときは、当該認定を取り消すことがある。

八 その他

この審査により認定した法人が法第九十九条第一項の規定による指定自動車教習所の指定を受けているものである場合において、当該認定の後、七の認定の有効期間内にその法人について同項の規定により指定自動車教習所における免許の種類の追加の指定が行われたときその他現に認定した本件業務以外のものについて必要かつ適切な組織及び能力があると認められる新たな事情が生じたときは、その法人からの申出により、当該新たな事情に基づく認定の審査を行うことがある。

九 問い合わせ先

岡山市北区御津中山四四四番地三

平成30年10月9日 岡山県公報 第12032号

岡山県警察本部交通部運転免許課

電話 (〇八六) 七二四―二二〇〇 (内線五二一)

◎岡山県公安委員会告示第百五十五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第百八条の二第三項及び道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十八条の三の規定により、取得時講習の委託に関し、当該講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める者の認定の審査を、次のとおり実施する。

平成三十年十月九日

岡山県公安委員会

一 認定の審査に係る業務
取得時講習

二 業務の内容等

1 業務の内容

法第百八条の二第一項第四号から第八号までに掲げる講習（岡山県運転免許センターにおけるものを除く。）

2 実施場所

岡山県公安委員会が別途指定する場所

3 委託予定期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

三 認定要件

認定を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

1 組織要件

(1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること。

(2) 法人にあつては、次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）とする法人でないこと（法人でない者にあつては、これに準ずるものとする。）。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受け

ることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ウ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、本件業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

(3) 県内に事務所又は営業所（以下「事務所等」という。）を有していること。

(4) 税金並びに健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険（これらに相当する他の保険制度を含む。）に係る保険料を滞納していないこと。

(5) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

2 設備要件

本件業務を行うために必要な施設及び教材を本件業務の履行場所に調達することができること。

3 能力要件

(1) 事務所等に、本件業務を管理する者（以下「管理責任者」という。）を配置することができること。

(2) 次に掲げる規程に定めるところにより、本件業務（二一の講習のうち、認定を受けようとするものに限る。）の実施に必要な資格、能力等を有するものとして講習を行うために必要な人数の講習指導員を本件業務の履行場所に配置することができること。

ア 大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習及び第一種免許に係る応急救護処置講習に関する規程（平成六年岡山県公安委員会規程第三号）

イ 第二種免許を受けようとする者に対する講習に関する規程（平成十四年岡山

県公安委員会規程第八号)

ウ 原付講習に関する規程（平成四年岡山県公安委員会規程第五号）

- (3) 本件業務に従事する被用者等に対し、道路交通関係法令の内容に関する教育訓練を行うことができること。

四 認定の審査に係る手続

1 提出書類

認定の審査を受けようとする者は、所定の認定審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 別途定める様式による書類

ア 法人にあつては、役員の氏名及び住所を記載した名簿

イ 法人にあつては、役員が三(2)の要件を満たしていることを誓約する書類

ウ 納入証明書等（保険料の未納額がないことに係る証明書等）

エ 三(5)の要件を満たしていることを誓約する書類

オ 事務所等の所在地等を記した書類

カ 管理責任者として指定する者及び本件業務に従事する講習指導員の略歴等を記載した名簿（いずれも申請時において確保している者（申請時において、委託開始までに確保することが決定している者を含む。）に限る。）

キ 申請時において管理責任者又は必要な講習指導員を確保することができない場合においては、本件業務の委託開始までに確保するための計画、確保することを誓約する旨等を記した書類

ク 本件業務に係る施設等の調達に係る書類

(2) 申請者の様式による書類

ア 法人にあつては、定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

イ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（申請時の直近年の決算報告）

ウ 内部組織体制、職員の事務分掌、職員数等の組織の概要を記した書類

エ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程

オ 法人でない者にあつては、その他岡山県公安委員会が必要と認める書類

(3) 官公庁所定の証明書又はその写し

ア 法人にあつては、登記事項証明書（全部事項証明書のうち、履歴事項証明書）
イ 法人にあつては、役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登

記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）

ウ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税に係る納税証明書（未納の税額がないことに係る証明書）

エ 管理責任者として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了証書の写し等

2 提出書類の特例

認定の審査に係る申請を行う者が法第九十九条第一項の規定による指定自動車教習所の指定を受けている場合にあつては、所定の認定審査申請書のほか、1(1)ウ及び(3)ウに掲げる書類の提出をもつて足りることとする。

3 提出期間

平成三十年十月十五日から同年十二月十日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（以下「岡山県の休日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間とする。

4 提出場所

岡山市北区御津中山四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課（岡山県運転免許センター内）

5 提出方法

4の提出場所に持参の上、提出すること。

五 認定審査申請関係書類の配布

1 配布期間

平成三十年十月九日から同年十二月三日までの間とする。

2 配布場所等

(1) 窓口配布

1の配布期間中（岡山県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで（1の配布期間の最終日については、午後四時まで）、岡山県警察本部交通部運転免許課において配布する。

(2) ホームページからのダウンロード

岡山県警察のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/kenkei/kenkei.htm>

(3) 郵送配布

返信用の封筒（角形二号に返信先の宛名を明記し、百四十円分の切手を貼ったもの）を同封して、四4の場所（郵便番号七〇九―二二九二）に請求すること（平成三十年十一月二十八日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 認定の有効期間

認定した日から平成三十二年三月三十一日までとする。ただし、三に掲げる要件を欠くことが判明したときは、当該認定を取り消すことがある。

八 その他

この審査により認定した者が法第九十九条第一項の規定による指定自動車教習所の指定を受けているものである場合において、当該認定の後、七の認定の有効期間内にその者について同項の規定により指定自動車教習所における免許の種類の追加の指定が行われたときその他現に認定した本件業務以外のものについて必要かつ適切な組織、設備及び能力があると認められる新たな事情が生じたときは、その者からの申出により、当該新たな事情に基づく認定の審査を行うことがある。

九 問い合わせ先

岡山市北区御津中山四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課

電話（〇八六）七二四―二二〇〇（内線五二一）

◎岡山県公安委員会告示第百五十六号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第百八条第一項及び第百八条の二第三項並びに道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十一条の四の二及び第三十八条の三の規定により、高齢者講習、認知機能検査等の委託に関し、当該講習及び検査を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める法人の認定の審査を、次のとおり実施する。

平成三十年十月九日

岡山県公安委員会

一 認定の審査に係る業務

高齢者講習、認知機能検査及び特定任意高齢者講習

二 業務の内容等

1 業務の内容

(1) 法第百八条の二第一項第十二号の規定による高齢者講習（法第百一条の七第五項の規定による通知を受けた者に対して行われるものを除く。）

(2) 法第百八条の二第二項の規定による特定任意高齢者講習

(3) 法第九十七条の二第一項第三号イ及び第百一条の四第二項に規定する認知機能検査（法第百一条の七第二項の規定による通知を受けた者に対して行われるものを除く。）

2 実施場所

岡山県公安委員会が別途指定する場所

3 委託予定期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

三 認定要件

認定を受けることができる法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人とする。

1 組織要件

(1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の法人であること。

(2) 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか

を問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）とする法人でないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ウ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行う
うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、本件業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

(3) 県内に事務所又は営業所（以下「事務所等」という。）を有していること。

(4) 税金並びに健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険（これらに相当する他の保険制度を含む。）に係る保険料を滞納していないこと。

(5) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

2 設備要件

本件業務を行うために必要な施設及び教材を本件業務の履行場所に調達することができること。

3 能力要件

(1) 事務所等に、本件業務を管理する者（以下「管理責任者」という。）を配置することができること。

(2) 次に掲げる規程に定めるところにより、本件業務の実施に必要な資格、能力等を有するものとして高齢者講習及び特定任意高齢者講習を行うために必要な人数の講習指導員並びに認知機能検査を行うために必要な人数の検査員を本件業務の

履行場所に配置することができること。

ア 特定任意高齢者講習に関する規程(平成十四年岡山県公安委員会規程第九号)
イ 認知機能検査の運用に関する規程(平成二十九年岡山県公安委員会規程第一号)

ウ 高齢者講習の運用に関する規程(平成二十九年岡山県公安委員会規程第二号)

(3) 本件業務に従事する被用者等に対し、道路交通関係法令の内容に関する教育訓練を行うことができること。

四 認定の審査に係る手続

1 提出書類

認定の審査を受けようとする法人は、所定の認定審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 別途定める様式による書類

ア 役員の氏名及び住所を記載した名簿

イ 役員が三(2)の要件を満たしていることを誓約する書類

ウ 納入証明書等(保険料の未納額がないことに係る証明書等)

エ 三(5)の要件を満たしていることを誓約する書類

オ 事務所等の所在地等を記した書類

カ 管理責任者として指定する者並びに本件業務に従事する講習指導員及び検査員の略歴等を記載した名簿(いずれも申請時において確保している者(申請時において、委託開始までに確保することが決定している者を含む。)に限る。)

キ 申請時において管理責任者又は必要な講習指導員若しくは検査員を確保することができない場合においては、本件業務の委託開始までに確保するための計画、確保することを誓約する旨等を記した書類

ク 本件業務に係る施設等の調達に係る書類

(2) 申請者の様式による書類

ア 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

イ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表(申請時の直近年の決算報告)

ウ 内部組織体制、職員の事務分掌、職員数等の組織の概要を記した書類

エ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程

(3) 官公庁所定の証明書又はその写し

ア 登記事項証明書（全部事項証明書のうち、履歴事項証明書）

イ 役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）

ウ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税に係る納税証明書（未納の税額がないことに係る証明書）

2 エ 管理責任者として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了証書の写し等
提出書類の特例

認定の審査に係る申請を行う法人が法第九十九条第一項の規定による指定自動車教習所の指定を受けている場合にあつては、所定の認定審査申請書のほか、1(1)ウ及び(3)ウに掲げる書類の提出をもつて足りることとする。

3 提出期間

平成三十年十月十五日から同年十二月十日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（以下「岡山県の休日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間とする。

4 提出場所

岡山市北区御津中山四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課（岡山県運転免許センター内）

5 提出方法

4の提出場所に持参の上、提出すること。

五 認定審査申請関係書類の配布

1 配布期間

平成三十年十月九日から同年十二月三日までの間とする。

2 配布場所等

(1) 窓口配布

1の配布期間中（岡山県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで（1の配布期間の最終日については、午後四時まで）、岡山県警察本部交通部運転免許課において配布する。

(2) ホームページからのダウンロード

岡山県警察のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/kenkei/kenkei.htm>

(3) 郵送配布

返信用の封筒（角形二号に返信先の宛名を明記し、百四十円分の切手を貼ったもの）を同封して、四4の場所（郵便番号七〇九―二一九二）に請求すること（平成三十年十一月二十八日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 認定の有効期間

認定した日から平成三十二年三月三十一日までとする。ただし、三に掲げる要件を欠くことが判明したときは、当該認定を取り消すことがある。

八 問い合わせ先

岡山市北区御津中山四四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課

電話（〇八六）七二四―二二〇〇（内線五二一）